

平成 29 年 9 月

行政不服審査事務担当部署 御中

一般財団法人 行政管理研究センター

## 『第 2 回行政不服審査交流会』開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成 28 年 4 月に改正行政不服審査法が施行されてから、この 9 月で 1 年 6 か月が経過します。当センターでは、行政不服審査制度の運用に携わっておられる全国の行政不服審査会委員、審理員（候補者）、事務局の方々が一堂に会し、新制度への対応状況等について、相互に意見・情報の交換を行う場として、昨年 12 月に「行政不服審査交流会」を開催したところです。

そして、来る 11 月 16 日（木）に『第 2 回行政不服審査交流会』を開催することとしました。

第 1 回の交流会は、新制度が発足した初年度であったこともあり、新制度運用上の心構え等に焦点を当てたものでしたが、今回は、国、地方の行政不服審査会からの報告に加え、それぞれの立場から相互に意見・情報の交換を行っていただくため、分科会方式を採用しました。分科会としては、行政不服審査会関係、審理員関係、審査庁・処分庁関係の三つを用意しています。

夕刻には、懇親会も予定しています。この機会に多数の方々にご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

なお、お手数ですが、審査会委員、審理員（候補者）、その他関係の部署には、貴職からご案内くださいますよう、お願いいたします。 敬具

## 第2回行政不服審査交流会開催要領

- 日 時** 平成29年11月16日(木) 10:00~16:50
- 場 所** 国立大学法人一橋大学「学術総合センター」2階中会議室  
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2丁目1番2号  
電話: 03-4212-3900
- 主 催** 一般財団法人 行政管理研究センター  
東京都文京区湯島3丁目31-1 中川ビル5階  
TEL: 03-5969-8211 FAX: 03-5688-8400 E-mail: forum@iam.or.jp
- 参加者** 国・地方の行政不服審査会委員、審理員(候補者)及び事務局職員
- 参加費等** 7,000円(懇親会費は、別途3,000円)  
振込先: 三井住友銀行東京公務部・普通預金口座5027 一般財団法人行政管理研究センター
- 定 員** 150人(先着順)
- 申込方法** E-mail: forum@iam.or.jp 又は FAX でお申し込み下さい。  
E-mail 等で参加証を送付します。
- 申込期限** 平成29年10月31日(火)

## 行政不服審査交流会発起人

- 市村 陽典  
(総務省行政不服審査会会長、元仙台高等裁判所長官)
- 伊藤 浩  
(総務省行政不服審査会委員、日本行政書士会連合会専務理事)
- 亀田 健二  
(大阪府行政不服審査会会長、関西大学名誉教授)
- 小早川光郎  
(総務省行政不服審査会委員、成蹊大学法科大学院教授・法務研究科長)
- 高橋 滋  
(東京都行政不服審査会会長、法政大学法学部教授)
- 松倉 佳紀  
(元仙台弁護士会会長、前日本弁護士連合会行政訴訟センター委員長)

## 第2回行政不服審査交流会 プログラム

■ 開会（10時）

■ 開会挨拶（10時～10時10分）

挨拶：高橋滋氏（東京都行政不服審査会会長、法政大学法学部教授）

■ 国の行政不服審査会からの報告（10時10分～11時）

報告者：小幡純子氏（総務省行政不服審査会委員、上智大学法科大学院教授）

■ 地方の行政不服審査会からの報告（11時～11時50分）

報告者：亀田健二氏（大阪府行政不服審査会会長、関西大学名誉教授）

（休憩）

■ 分科会における意見交換（13時20分～15時45分）

・第1分科会（行政不服審査会関係）

コーディネーター：高橋滋氏

・第2分科会（審理員関係）

コーディネーター：大江裕幸氏（松本市行政不服審査会委員、信州大学経法学部准教授）

・第3分科会（審査庁・処分庁関係）

コーディネーター：田中良弘氏（新潟市行政不服審査会委員、取手市行政不服審査会委員、新潟大学法学部准教授、弁護士）

（休憩）

■ 全体会議（16時～16時50分）

- ・コーディネーターから各分科会における意見交換の概要を報告

■ 閉会（16時50分）

.....

■ 懇親会（17時～19時）

**『第2回行政不服審査交流会』参加申込書 【FAX:03-5688-8400】**

参加者氏名	所属団体(審査会)部課名	参加希望 分科会	懇親会	ご連絡先
		<input type="checkbox"/> 第1分科会 <input type="checkbox"/> 第2分科会 <input type="checkbox"/> 第3分科会	<input type="checkbox"/> 参加 <input type="checkbox"/> 不参加	e-mail: 電話: FAX:

○ FAXでお申し込みをされる場合は、本紙を用いてください。メールでお申込みをされる場合は、題名を「第2回行政不服審査交流会参加申込」とし、参加者氏名、所属団体(審査会)部課名、参加希望分科会、懇親会参加の有無、連絡先(e-mail、電話、FAX)を記載して下さい。なお、参加申し込みの受付後、事務連絡を行う場合がありますので、メールアドレスは必ずご記入ください。

**分科会において意見交換を希望する事項(テーマ)調べ**

○ 分科会における意見交換事項のメニューを別添資料「第2回行政不服審査交流会の運営について」のとおり整理しました。これをご覧いただき、希望される意見交換事項を五つまで、次の表の( )内に順位(1～5)を記入してください。なお、時間等の関係から希望された事項について意見交換ができない場合がありますので、ご承知おきください。

( ) ①審査・審理期間等 ( ) ②体制 ( ) ③口頭意見陳述 ( ) ④争点・論点整理等

( ) ⑤提出書類等の閲覧 ( ) ⑥答申・裁決 ( ) ⑦審査請求人への対応 ( ) ⑧運営改善への対応

○ 上記事項以外に意見交換を希望する場合は、当該事項(テーマ)を下欄に記載して下さい。

--

第2回行政不服審査交流会の運営について

次の事項について、現場の実態を紹介するとともに、現場の悩み、工夫の状況等について意見交換を行う。団体の規模により、「迅速性の要請と公正性・透明性の確保」に取り得る方策も異なることから、分科会においては、一定の結論を導き出すことを目的とはしない。

	第1分科会：行政不服審査会関係	第2分科会：審理員関係	第3分科会：審査庁・処分庁関係
事項	<b>【共通テーマ】迅速性の要請と公正性・透明性の確保とのバランスについて</b>		
①審査・審理期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問から答申までの所要日数の実態</li> <li>・ 審査会の開催頻度</li> <li>・ 事案の併合・分離の実態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求事案に係る審理員の指名から審理員意見書の提出までの所要日数の実態</li> <li>・ 審理に係る進行管理</li> <li>・ 審理関係人の審理への協力状況</li> <li>・ 事案の併合・分離の実態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準審理期間の設定・公表の実態</li> <li>・ 事案の受理から裁決までの所要日数の実態</li> <li>・ 審理員を指名することなく却下した事案の実績。当該事務処理に係る留意事項</li> <li>・ 申立人による取下げの実績</li> </ul>
②体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会制の採用等審査会の体制</li> <li>・ 行政不服審査会と情報公開審査会等、他審査会との関係</li> <li>・ 不服審査会事務局の設置について(単独設置、他審査会との兼任、その他)・・・設置形態に応じた工夫、課題等の実際</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審理員と補助者との関係</li> <li>・ 単独審理員制と複数審理員制</li> <li>・ 上級行政庁がなく処分庁が審査庁(審理員)になる場合の公正性の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審理員名簿の作成と公表の状況</li> <li>・ 審査請求事案に係る審理員の指名の実際(単独指名、複数指名等)</li> <li>・ 外部専門家を審理員に指名する場合の留意事項</li> <li>・ 上級行政庁がなく処分庁が審査庁(審理員)になる場合の公正性の確保</li> </ul>
③口頭意見陳述	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口頭意見陳述の機会付与の実態</li> <li>・ 口頭意見陳述実施上の課題と工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口頭意見陳述の実施状況</li> <li>・ 口頭意見陳述実施上の課題と工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口頭意見陳述の出席状況(処分庁)</li> <li>・ 口頭意見陳述実施上の課題と工夫(処分庁)</li> </ul>

	第1分科会：行政不服審査会関係	第2分科会：審理員関係	第3分科会：審査庁・処分庁関係
④争点・論点 整理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論点整理における課題と工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 争点整理における課題と工夫</li> <li>・ 弁明書は、争点整理を行う上で有用なものとなっているか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申時の審査庁意見の実際</li> <li>・ 審理員意見書と異なる意見を付した事例</li> <li>・ 質問に対する回答等の事例（処分庁）</li> </ul>
⑤提出書類等 の閲覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出書類の閲覧請求の実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出書類の閲覧請求の実績。個人情報保護の視点等、当該請求に係る事務処理上の課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出書類の閲覧請求に係る意見の事例（処分庁）</li> </ul>
⑥答申、裁決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申書作成のポイント（構成、審理員意見書との相違）</li> <li>・ 答申書作成に係る事務局と審査会との役割分担の実際</li> <li>・ 審査会答申書の公表（総務省DBの活用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審理員意見書作成上の留意点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査会答申書、裁決書の公表（総務省DBの活用）</li> <li>・ 審査請求を不服審査会に諮問することなく却下した事案の実績。当該事務処理に係る留意事項</li> <li>・ 審理員意見書・審査会答申と異なる裁決をした事例</li> <li>・ 審査会への諮問の要・不要の実際</li> </ul>
⑦審査請求人 への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口頭意見陳述時における審査請求人への対応上の留意事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口頭審理時における審査請求人への対応上の留意事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求書の受付時における審査請求人への対応上の留意事項</li> <li>・ 審査請求人に対する情報提供の実際</li> </ul>
⑧運営改善へ の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申書への「付言」の活用等運営改善への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審理過程において、行政運営の改善事項を把握した場合の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求書のチェック等の段階で行政運営の改善事項を把握した場合の対応、審査会による付言等への対応事例</li> </ul>
⑨その他			